

報告第7号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年12月2日提出

天理市長 並 河 健

専決第10号

専 決 処 分 書

令和6年9月21日午後3時頃天理市合場町地内の市道639号線上で発生した
車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することにつ
いて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第
2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年10月23日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 7,425円

専決第11号

専 決 処 分 書

令和6年8月26日午後10時30分頃天理市福住町8424番地先で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年10月28日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 148,500円

専決第13号

専 決 処 分 書

令和6年10月16日午後5時50分頃天理市川原城町840番先の市道45号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年11月6日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 19,679円